



副会長
富崎 元成

ポイント制の導入を図るべし

今月のことば

本稿の結論として、会員の対外的・対内的活動について、出来るだけ広い範囲をポイントの対象としたポイント制の導入を図るべきである。近年、我々弁理士に対する社会の期待は大きいものがあります。この中で、例えば知的財産推進計画では、中小・ベンチャー企業は、我が国の産業における基盤的技術を担うとともに、素材の加工や部品の供給等を行うことにより産業基盤を支え、地域における雇用の創出等地域経済の担い手として大きな役割を果たしている、と評価しています。この中小・ベンチャー企業の知的財産に対する意識も高まりつつある中で、この流れを加速するには、特に我々弁理士の活躍が期待されています。

この要請は中小・ベンチャー企業に限ったものではなく、小中高大学を含めた学校教育、TLO、地方自治体、商工会議所、各種組合を含む地域の団体等からの要請も大きいものがあります。我々弁理士の地道な活動により、革新的な技術を創造し、それを知的財産として活用し我が国の産業、地域を活性化できたとすれば、我々弁理士にとっても喜びであるだけでなく明日の糧になるともいえます。

日本弁理士会としても支部の設置、都道府県窓口責任者の配置、各種委員会の立ち上げ等、あらゆる知財の活性化の方策を講じて、これら

の要請に応えるべく努力しているところです。しかしながら、これらの運動に新たに参加しようとする会員数はわずかであるため、運動を現に支えている会員にとって、過重ともいえる状況にまでその負担が大きくなっています。まさに、悲鳴に近いものが聞こえてきます。

一方、我々会員の事務所の多くは、一人事務所が多く企業経営的な観点でいえば中小企業というより零細企業に近いものといえます。しかも、最近の調査によりますと、昨今の経済情勢を反映してか会員の所得に低下傾向があり、これに加えて業務経験年数が少ない会員の割合の増加がこれに拍車をかけています。このような環境下で、実質的にボランティアである上記のような社会参加、又は会務を個々の会員にあまねくお願いすることも難しい状況であることも事実です。

他方、弁理士法第75条では、弁理士、又は特許業務法人でない者は、一部を除いて特許庁における手続についての代理をすることができない、旨が規定されています。この規定は、幅広い民間サービスの参入を促進するという経済原則を犠牲にしてでも、我々弁理士に一定の質の担保を条件に国民から付託された独占業務と解されます。単に自己の日常の業務を遂行するのみでは、前述した非営利的な業務の要請、あ

るいは国民からの高度な付託に応えることはできないものと考えます。

この国民の付託は、我々弁理士だけに課せられたものではありません。例えば、弁護士の国選弁護人活動、個人・零細事業者等に対する税理士による税務相談等も同様と考えられます。このように、士業による公益的な社会貢献活動への積極的な参加は、専権業務を国民から付託された士業の義務であり責務です。日常の直接的な業務の遂行だけではこの責務を果たすことはできません。同様に、会員の業務を間接的に下支えする会務への参加も会員の義務であり責務です。一部の会員の犠牲的な活動に支えられた社会貢献活動であっては、持続性がなく、国民から付託された我々の専権業務の遂行すら最終的に困難なると予想されます。

日本弁理士会においては、平成17年3月23日の臨時総会において、社会貢献活動等を行う義務が、会則第40条の第5項として追加することが承認されました。さらに、平成17年3月28日に「会務への参加、社会貢献活動への参加は、会員の義務であり、全会員が平等

に義務を果たすための手段としてポイント制導入は不可欠である。」旨の意見書が、常議員会から会長に提出されています。

仮に、6千人の全会員が365日の1-2日だけ、これらの活動に当てるだけでも現参加会員の経済的、時間的な困難は大幅に緩和できることとなります。弁護士会では、公益活動負担金をペナルティーとしており、公認会計士協会では、さらに資格剥奪までも含む厳しいペナルティーを制度化しています。日本弁理士会が導入しようとするポイント制では、その目的から考えて当面は活動負担金等のペナルティーを課するのではなくポイントの公表程度に留めるべきであると考えます。ただし、社会参加活動及び会務活動を広い意味で認めること、高齢、業務歴、病気等の事情は配慮することなどにより、一律に機械的に義務を課することは避けたいと考えています。

何れにしろ、会員の対外的・対内的活動に対するポイント制の導入については、会員の皆さんのご意見、ご議論を頂いて実現したいと考えていますので、忌憚のないご意見を賜れば幸甚です。